

部活動計画

〈部活動設置の意義〉

本校の部活動は学校の教育活動としてとらえ、中学生期の趣味・特技をのびたいという欲求を満たし、思春期のエネルギーを発揮するとともに、人間形成の場として、重要な役割を果たしている。

1 部活動のねらい

- (1) 自主的な行動・自発的な活動を促進し、自分達の力で集団生活をより楽しく、よりよいものにする態度と実践力を養う。
- (2) 健全な共通の趣味や特技を基盤とした集団活動を行なう中で、友情を深め、社会性を養い、豊かな人間関係を育てる。
- (3) 体力・体位の向上、精神、情操の陶冶と勤労を学ぶ態度を育てる。

2 基本方針

- (1) 部活動は教育活動の一環であるという共通理解のもとで原則として全職員が顧問・副顧問として協力して、その指導にあたる。
- (2) 顧問や副顧問については、教師の特技・関心・興味などを考慮し、希望を募って調整を行い、職員会議で確認・決定し、学校長が委嘱する。
- (3) 教師と生徒、上級生と下級生、同級生同士、相互の信頼と愛情と協力が結ばれた状態を保ちながら指導していく。
- (4) 部活動を通じて、社会性を養い、どんな場所でもきちんとした生活態度（マナー・エチケット等）で行動ができるようにする。
- (5) 部活動指導員・外部指導者等は指導教師（顧問・副顧問）との連携を密にし、技術指導や生活面の指導にあたる。

3 活動組織

- (1) 部は次の通り設置する。（*クラブチーム）

○野 球	○サッカー	○男子バスケットボール	○女子バスケットボール
○女子バレーボール	○男子ハンドボール	○女子ハンドボール	
○女子ソフトテニス	○男子テニス	○女子テニス	○剣 道
○美 術	○ソーイング同好会	*男子バレーボールクラブ	○吹奏楽

※ 卓球、水泳、空手道、柔道、相撲については、参加者を募り、中体連主催の大会に学校代表として参加することができる。引率は本校教諭とする。

4 部活動規則

(1) 活動の仕方

- ① 活動時は顧問か副顧問、もしくは校長が委嘱した部活動指導員・外部指導者等が付いて活動する。
- ② 顧問か副顧問が付けず、やむを得ず活動する場合は、隣の部活動顧問に依頼を行う。

(2) 部活動日及び活動時間

① 活動日

ア 平日の活動は4日間とし、水曜日は部活動休養日とする。

イ 休日の部活動時間は、原則3時間以内（準備片付けを含む）とし、休日（土・日）の1日と、第3日曜日（家庭の日）は休養日とする。

※但し、大会等を2週間後に控えている場合は、校長の許可を受け、保護者の承諾を得た生徒が承諾書を提出して（1）活動の仕方に準じて活動する。その際、大会後に休養日を設ける。

※体育館コートを使用する部活においては、練習場所の確保の観点から、第3日曜日を省く休日（土日）の両日も活動することができる。その際、平日に休養日を設ける。

ウ 長期休業日の場合は、活動計画書を部活動主任に報告し、校長の許可を得て活動する。

- エ 活動場所や時間については、学校行事・生徒会活動・学級活動を最優先とする。
- オ 定期テストの場合、5教科（国語・数学・理科・社会・英語）は1週間前から、技能教科（技術・家庭・美術・音楽・体育）は3日前からテスト休みとする。（早朝・延長練習も含む）
- カ 早朝練習や延長練習を行う場合は校長の許可を受け、保護者の承諾書を得た生徒が活動できる。
※活動は、（1）活動の仕方に準ずる。

② 活動時間

ア 活動終了時間と下校完了時間

I期（2月～9月）	活動終了時間…18：30	下校完了時間…18：50
II期（10月・1月）	活動終了時間…18：00	下校完了時間…18：20
III期（11月・12月）	活動終了時間…17：40	下校完了時間…18：00

※完全下校時間は厳守する。

（3）部員の資格・入退部・活動の停止について

- ① 部員は、本校に在籍する生徒である。
- ② 入部するときは、生徒・保護者とも部活動結成会に参加し、「部活動入部申込書」を提出し許可を得る。
途中時期の入部のときは、保護者同伴の上、生徒・指導教師（顧問・副顧問）の三者で話し合いを持ち「部活動入部申込書」を提出し許可を得る。
- ③ 退部するときは、保護者承諾の上、「退部届」を提出し、指導教師（顧問・副顧問）と話し合い退部する。
- ④ 指導教師（顧問・副顧問）や他の教師の指導に従わない場合や、他の生徒に著しい迷惑をかけ活動に支障をきたした場合は、活動の停止、または退部させることもある。

（6）部活動費について

必要な部活動費は受益者負担を原則とするが、一部は生徒会及びPTA予算に計上し、援助を受ける。

- ① 入部時徴収金内訳・・・1, 2年生（年間）5, 000円 3年生（年間）2, 000円
※退部した場合には、徴収金は返金されない。
- ② 納入日・・・部活動結成会の日に、顧問教師に納入する。
- ③ 途中時期の入部や、退部後に他の部へ再入部する場合は、月割り500円の納入とする。
- ④ 部活動費は年度末に収支報告を行い、出納簿、領収書綴りを作成し、保護者会の監査を受けて学校長の提出する。

（7）部員心得

- ① 石田中学校の生徒として誇りと自信・責任を持って行動すること。
- ② 指導教師（顧問・副顧問）・部活動指導員・外部指導者等の指導を素直に受け考えて行動すること。
- ③ 施設や用具、活動場所の安全を確かめ、常に安全面に気をくばって活動すること。
- ④ 部活動規則や学校の規則を守り、奉仕活動にも積極的に参加する。
- ④ キャプテン（部長）・副キャプテン（副部長）は練習の可否を指導教師と連絡を取り確認すること。
- ⑤ 大会への参加は、日頃の活動（学習、諸活動、生活態度等）の発表の場として捉え、常に自分を高めることに努めること。
- ⑥ あいさつを心がけ、チームワークを高めるとともに、学校全体が活気づけるようにすること。
- ⑦ 必要以外の金銭を持たず、登下校は買い食いをしないこと。休日、校内での携帯、飲食は原則禁止。
- ⑧ 学校の規則や部活動規則、部の指導方針に従わない時は、活動の停止又は退部させることもあること。
- ⑨ 練習場や部室の整理整頓に務めること。
- ⑩ 部室の利用は、活動時のみとし、活動用具以外は置かないこと。
※部室の破損、鍵紛失等は速やかに顧問に相談すること。
- ⑪ 原則として、着替えて帰宅すること。
- ⑫ 放課後及び休日等の部活動において、自転車での通学は禁止とする。

5 外部指導者（部活動指導員含む）についての留意事項

- （1）対外試合等の引率・監督は、学校が主体性を持って行う。
（校長・教頭・顧問・部活動指導員・外部指導者等である）
- （2）外部指導者は各部顧問教師が推薦し、校長が認め委嘱状を交付する。

- (3) 外部指導者の任期については一年間とし、更新は可能とする。但し、指導者として不適任の場合は解任もあり得る。
- (4) 外部指導者は、スポーツ安全保険に加入する。（*部活動主任がまとめて申請する。）
- (5) 外部指導者は、那覇地区中体連外部指導者名簿に登録する。（*部活動主任がまとめて申請する。）
- (6) 外部指導者は、学校の「部活動計画」のもとで、活動する。
 - ① 学校の部活動方針を理解し協力してもらう。
 - ② 部顧問顧問との連携を密にして、行動（指導）してもらう。
 - ③ 学校の練習計画に沿って活動し、生徒の健康・安全には十分留意する。

6 部活動重点目標

- (1) 適切な休養日を決定する。完全下校時刻を守る。
- (2) 「成長管理ノート」を活用した、目標管理の徹底。

7 保護者（家庭）への協力依頼

- (1) 健康について
 - ① 暴飲暴食は避け、バランスの良い食事をとらせる。
 - ② 朝食は、必ずとらせる。
 - ③ 睡眠は、充分にとらせる。
 - ④ 早寝・早起きを実行させる。
- (2) 学習について
 - ① 学習と部活動を両立させる。
 - ② 学習状況・成績については常に関心を持ち、学級担任や部活動顧問とも連絡を取り合い相談する。
- (3) その他の注意事項
 - ① 学校からの帰宅が不規則の場合は、学級担任か部活動顧問に連絡をとる。
 - ② 服装や身の周りの持ち物等に、充分気を配る。
 - ③ 友人関係にも、特に関心を持つ。
 - ④ 土・日曜日や祝祭日の活動で、昼食が必要な場合できるだけ弁当を持たせる。
 - ⑤ 必要以外のお金を持たせない。
 - ⑥ 個人情報保護の観点から各種大会名簿等に名前を載せたくない場合はあらかじめ顧問へ申し出る。